

**熊本県告示第12号**

昭和35年(1960年)12月24日熊本県告示第766号(海岸法第3条の規定に基く海岸保全区域の指定)の一部を次のように改める。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

農林水産省農村振興局所管中有明海の部住吉の項を次のように改める。

有明海	住 吉	区域の位置	起点 宇土市住吉町字沖田1297番4地先 終点 宇土市住吉町字下ノ割1479番1地先 海岸堤防延長617.0m
		基点の位置	始点、図面上の1点(北緯32度42分36秒、東経130度35分43秒) 折点、図面上の21点(北緯32度42分41秒、東経130度35分49秒) 終点、図面上の20点(北緯32度42分45秒、東経130度36分04秒)
		陸域側境界	起点の線と2点~19点の座標で囲まれた区域 2点(北緯32度42分36秒、東経130度35分44秒) 3点(北緯32度42分40秒、東経130度35分49秒) 4点(北緯32度42分40秒、東経130度35分51秒) 5点(北緯32度42分41秒、東経130度35分52秒) 6点(北緯32度42分42秒、東経130度35分56秒) 7点(北緯32度42分42秒、東経130度35分58秒) 8点(北緯32度42分42秒、東経130度35分58秒) 9点(北緯32度42分42秒、東経130度35分58秒) 10点(北緯32度42分42秒、東経130度35分58秒) 11点(北緯32度42分42秒、東経130度35分59秒) 12点(北緯32度42分42秒、東経130度35分59秒) 13点(北緯32度42分42秒、東経130度35分59秒) 14点(北緯32度42分43秒、東経130度36分02秒) 15点(北緯32度42分43秒、東経130度36分02秒) 16点(北緯32度42分43秒、東経130度36分03秒) 17点(北緯32度42分44秒、東経130度36分04秒) 18点(北緯32度42分44秒、東経130度36分04秒) 19点(北緯32度42分45秒、東経130度36分04秒)

	水域側境界	基点の線と22点、27点、26点、25点及び24点の座標で囲まれた区域 22点(北緯32度42分36秒、東経130度35分43秒) 27点(北緯32度42分42秒、東経130度35分34秒) 26点(北緯32度42分50秒、東経130度35分43秒) 25点(北緯32度42分57秒、東経130度36分09秒) 24点(北緯32度42分45秒、東経130度36分04秒)
	陸域巾	基点の線から最小28m、最大54mの幅
	水域巾	基点の線から最小306m、最大307mの幅
	保全区域	基点の座標と陸域側境界座標及び水域側境界座標とに囲まれた区域

**熊本県告示第13号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定年月日
あまたらす訪問看護ステーション プラス 菊池郡菊陽町津久礼2172-19	平成31年(2019年) 1月1日

**熊本県告示第14号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

指定自立支援医療機関の名称及び所在地	指定更新年月日
さくら調剤薬局 医療センター前店 人吉市老神町27番地1	平成31年(2019年)1月 1日
ツツミ薬局 阿蘇郡高森町高森1990-1	平成31年(2019年)1月 1日

**熊本県告示第15号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

(精神通院医療)

医療機関の名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
旭薬局	医療機関の所在地	八代市旭中央通り1番地1	八代市萩原町一丁目8番37号	平成30年(2018年)10月21日

**熊本県告示第16号**

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷1452番1、字中

洲1499番3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇平谷1452番1・字中洲1499番3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第17号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙字南木場106番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇南木場106番(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第18号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名郡和水町萩原字眉立510番1、510番3、

556番から558番まで、562番、字大浦654番から657番まで、659番、

668番、674番、680番、684番、686番、687番、688番1から68

8番4まで、690番、695番2、696番1、699番、700番、703番から

705番まで、709番から711番まで、713番、714番、716番から720

番まで、723番、725番、729番、731番、字柳迫734番、735番、73

7番、740番、741番、743番、744番、746番、749番、750番、7

56番、757番、759番から761番まで、762番1、762番2、763番2、

764番、765番1、766番2、766番3、767番から769番まで、775

番から778番まで、781番、784番、字山添786番2、787番、789番、

791番から793番まで、793番2、794番、795番1、795番2、796

番、799番、800番、802番から804番まで、809番2、810番、812

番、814番、815番1、816番、818番、821番、826番、829番、8

33番、834番、836番、838番、840番1、841番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇大浦654番・655番・657番・688番3・688番4・字柳迫734番・743番・746番・749番・750番(以上10筆について次の図に示す)

部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに和水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 熊本県告示第19号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の7第1項の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

変更の認定を受けた鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社九州自然環境研究所

菊池郡菊陽町大字原水1159番地5

中園朝子

### 熊本県告示第20号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
S w i t c h 宇土 宇土市本町一 丁目54番地	合同会社マチラボ 合志市幾久富1909 番地858 河野 真介	平成31年 (2019年) 1月7日	435230 0117	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

### 熊本県告示第21号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。

なお、関係図面は、平成31年(2019年)1月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
主要地方道	熊本高森線	上益城郡益城町大字宮園522番2地先から 同町大字寺迫909番3地先まで
一般県道	益城菊陽線	上益城郡益城町大字木山354番3地先から 同町大字宮園724番9地先まで

#### 2 指定する期日 平成31年(2019年)1月11日

### 熊本県告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)1月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町下津浦カリ又 4041番地先から 同所 4045番1地先まで	70.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)1月11日

**熊本県告示第23号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成31年(2019年)1月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	引地本町線	天草市本町本黒染 8297番1地先から 同所 8103番1地先まで	90.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成31年(2019年)1月11日

**熊本県告示第24号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成31年(2019年)1月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字中園 4350番地先から	前	4.3 ～ 19.2	567.0	活力基盤改築
		同所 4024番1地先まで	後	9.7 ～ 23.2	493.0	

2 区域を変更する期日 平成31年(2019年)1月11日

**公 告****熊本県公告第2号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市豊岡字群前2402番6、同2402番9、同2402番10、同2402番13の1、同2402番13の2及び同2402番37

3,268.80平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市幾久富1906番地

株式会社建山宅建企画

**熊本県公告第3号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市竹迫字中津355番3、同福原字馬飼代107番2、同108番1、同108番2、同111番1及び同112番1  
4,780.93平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区弓削町651番地  
タイコーテクニクス株式会社

**熊本県公告第4号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字原水字八町2413番8、同2413番9、同2414番及び同2415番  
2,925.73平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
菊池郡菊陽町大字津久礼2962番地3  
有限会社サンケイ地所

**熊本県公告第5号**

平成31年度（2019年度）において熊本県農林水産部森林局が発注する測量、設計等業務委託に係る指名競争入札に参加を希望する者について、次のとおり調査を行う。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 対象者  
平成31年度（2019年度）の熊本県入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は当該資格を有する見込みのある者であつて、別表1又は別表2に定める技術者を有するもの。ただし、平成30年度（2018年度）及び31年度（2019年度）治山・林道事業測量設計等業務委託に係る指名競争入札参加希望調査（平成30年熊本県公告第26号）において調査済みのもの（業務の追加があった者を除く。）を除く。
- 2 提出書類及び部数

提出書類等		提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第1号様式）	1部
2	技術者経歴書（別記第2号様式から4号様式まで）	1部
3	測量・設計等実績調書（別記第5号様式）	1部
4	資格の登録を証する書面の写し	1部
5	切手を貼付した返信用封筒	1部

- 3 提出方法  
持参又は郵送（簡易書留によること。）
- 4 提出期限  
平成31年（2019年）2月15日（郵送の場合は、平成31年（2019年）2月15日消印有効）
- 5 提出先
  - (1) 持参の場合 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課
  - (2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）  
熊本県中央区水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課
- 6 結果通知  
1の対象者に該当するか否かについては、平成31年（2019年）3月31日までに文書で通知する予定

- 7 問合せ先  
熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話096-333-2467

## 8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表1 技術者該当区分（治山事業関係）

## (1) 測量業務

技術者の名称	技術経歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

## (2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技術経歴
技師長	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>

主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの
	(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの
	(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの
	(3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの
	(4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの
	(5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの

## (3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技術経歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者

(技師A)	<p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上あるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</li> <li>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</li> <li>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</li> <li>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの</li> <li>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上あるもの</li> </ul>
現場技術員 (技師C)	<p>次の各号のいずれかに該当する者（森林土木部門の職務に従事した期間中に治山部門の職務に従事した期間が4年以上あるものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</li> <li>(2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</li> <li>(3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</li> <li>(4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるもの</li> </ul>
現場技術員 (技術員)	<p>次の各号のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者</li> <li>(2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者</li> </ul>

別表2 技術者該当区分（林道事業関係）

## (1)測量業務

技術者の名称	技術経歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者

## (2)設計・解析等調査業務

技術者の名称	技術経歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算5年以上ある者で、次の各号

	<p>のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「専門学校卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p> <p>(5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格（以下この表において「同等資格」という。）を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者（以下この表において「高等学校卒業者」という。）であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上あるもの</p>
主任技師	<p>設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算2年以上ある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの</p> <p>(3) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上あるもの</p> <p>(4) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上あるもの</p> <p>(5) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上あるもの</p>
(3) 現場技術業務委託	
技術者の名称	技術経歴
管理技術者 (技師A)	<p>1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者</p> <p>2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 建設業法に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの</p> <p>(2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの</p> <p>(3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表において「大学卒業者」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上あるもの</p> <p>(4) 短期大学、学校教育法に基づく高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業の課程をいう。）を修めて卒業した者（以下この表に</p>

	おいて「専門学校卒業者」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上あるもの (5) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格(以下この表において「同等資格」という。)を有する者のうち土木、農業土木若しくは林業の知識及び技術を有していると認められる者(以下この表において「高等学校卒業者」という。)であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上あるもの
現場技術員 (技師C)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上あるもの (2) 大学卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上あるもの (3) 専門学校卒業者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上あるもの (4) 高等学校卒業者であって、卒業又は同等資格の取得後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上あるもの
現場技術員 (技術員)	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得した者 (2) 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

## 熊本県公告第6号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン光の森  
熊本県菊池郡菊陽町光の森七丁目33番地1
- 2 変更しようとする事項の概要
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 39,897m<sup>2</sup>  
(変更後) 47,354m<sup>2</sup>
  - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の位置及び収容台数

駐車場 No 及び位置	変更前	変更後
①本棟南側：建物外平面自走式	134台	121台
②本棟南側：建物外平面自走式	50台	50台
③本棟西側：建物外平面自走式	103台	118台
④本棟北側：建物外平面自走式	49台	49台
⑤本棟東側：建物外平面自走式	66台	72台
⑥本棟3階：建物内自走式	556台	556台
⑦本棟4階：建物内自走式	588台	588台
⑧本棟屋上：屋上自走式	616台	616台
⑨別棟1階：ピロティ平面自走式	316台	65台
⑩駐車場棟南側：別敷地平面自走式	—	300台
⑪別棟3階：屋上平面自走式	133台	148台
⑫駐車場棟1階：ピロティ平面自走式	209台	209台
⑬駐車場棟2階：建物内平面自走式	184台	170台
⑭駐車場棟3階：建物内平面自走式	184台	170台
⑮駐車場棟4階：屋上平面自走式	196台	181台
⑯新設立体駐車場：平面自走式	—	327台

	合 計	3, 384台	3, 740台
--	-----	---------	---------

## イ 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	変更前	変更後
本棟南側	206台	206台
本棟東側	21台	21台
本棟北側	118台	118台
本棟西側	117台	117台
別棟東側	40台	40台
別棟西側	—	10台
別棟南側ピロティ部	131台	121台
合 計	633台	633台

## ウ 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	変更前	変更後
本棟北SM側	848m <sup>2</sup>	848m <sup>2</sup>
本棟北衣住側	302m <sup>2</sup>	302m <sup>2</sup>
別棟南西側	218m <sup>2</sup>	195m <sup>2</sup>
別棟南東側	354m <sup>2</sup>	283m <sup>2</sup>
別棟南側	335m <sup>2</sup>	335m <sup>2</sup>
合 計	2, 057m <sup>2</sup>	1, 963m <sup>2</sup>

## エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物保管施設の位置	変更前	変更後
本棟内北SM側	117m <sup>3</sup>	117m <sup>3</sup>
本棟内衣住側	43m <sup>3</sup>	43m <sup>3</sup>
別棟内南西側	—	3m <sup>3</sup>
別棟内南東側	—	3m <sup>3</sup>
別棟内南側	15m <sup>3</sup>	15m <sup>3</sup>
別棟内南側2	—	2m <sup>3</sup>
合 計	175m <sup>3</sup>	183m <sup>3</sup>

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

①～⑨ ⑪～⑯ 午前8時30分～翌午前0時30分 (変更なし)

⑩⑯ 新設 午前8時30分～午後10時00分

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 21箇所

(変更後) 27箇所

3 変更する年月日

平成31年(2019年) 8月20日

4 届出年月日

平成30年(2019年) 12月19日

5 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部総務部振興課

平成31年(2019年) 1月11日から平成31年(2019年) 5月11日まで

## 熊本県公告第7号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年) 1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市合生字小合志原3824番28

323.07平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

合志市合生字小合志原3824番地28

棚田 和嗣

## 熊本県公告第8号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字須屋久保1900番41及び同1900番215  
497.72平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市幾久富1909番地750  
大共電通ネットワークス株式会社

### 熊本県公告第9号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年（2019年）1月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称		
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字犬渕字居屋敷312番1
隈部 誠彦	山鹿市鹿本町方保田	山鹿市鹿本町中川字前田32番ほか5筆
草村 秀士	阿蘇郡高森町野尻	阿蘇郡高森町大字野尻字辻山1850番1ほか1筆
田口 英一郎	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字佐土原2230番2ほか2筆
植木 義弘	球磨郡錦町木上西	球磨郡錦町大字木上西字京出1671番ほか1筆
平川 雅智	球磨郡相良村柳瀬	球磨郡錦町大字西字橋ノ口95番ほか2筆
中村 竜郎	球磨郡錦町木上東	球磨郡錦町大字木上東字岩野3番16ほか6筆
尾方 幸治	球磨郡錦町西	球磨郡錦町大字西字赤崩542番26ほか1筆
田中 繁幸	球磨郡錦町一武	球磨郡錦町大字一武字平岩77番1ほか7筆
小見田 裕史	球磨郡あさぎり町岡原北	球磨郡あさぎり町岡原北字野中田557番
株式会社大泉龍寺	球磨郡あさぎり町深田西	球磨郡あさぎり町深田北字上田頭3182番ほか9筆

- 2 申請年月日

平成30年（2018年）12月21日

### 熊本県公告第10号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成31年（2019年）1月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称		

農事組合法人肥の川南	八代郡氷川町鹿野	八代郡氷川町鹿野字参七番割1401番2ほか6筆
農事組合法人アグリ鹿島	八代郡氷川町島地	八代郡氷川町島地字七番割747番ほか6筆
古川 太治	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町網道字四七番割749番ほか3筆
濱田 洋輔	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字八壱番割1363番1ほか4筆
梅田 清孝	八代郡氷川町網道	八代郡氷川町網道字五〇番割797番
本山 満	八代郡氷川町若洲	八代郡氷川町若洲字式番割146番ほか1筆
賀久 亨	八代郡氷川町大野	八代郡氷川町大野字丸尾1378番ほか1筆
濱崎 靖也	葦北郡芦北町田浦	水俣市袋字茂道2920番160
宮島 ノリ子	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字宮崎字松ノ本57番1
寺川 正幸	葦北郡芦北町宮崎	葦北郡芦北町大字豊岡字村下470番ほか1筆
田中 勇貴	葦北郡芦北町田浦	葦北郡芦北町大字小田浦字鳥場3220番1

2 申請年月日

平成30年(2018年)12月27日

**熊本県公告第11号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷1439番1、同1439番2、同1440番2及び同1443番2  
874.08平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

熊本市東区保田窪本町13番36号  
有限会社グローバルコーポレーション

**熊本県公告第12号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字惣領字東宅地1169番1の一部、同1170番の一部、同1171番2の一部、同1171番3、同1172番の一部、同字西宅地1087番3、同1089番3の一部及び同1089番6の一部  
4,999.31平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品

**熊本県公告第13号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年(2019年)1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字引水字前鶴159番1、同161番1、同162番、同163番、同165番1、同200番3、里道の一部及び水路の一部  
14,559.71平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡大津町大林1380番地1  
 有限会社金銀土地

**熊本県公告第14号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市合生字小合志原3824番27  
 232.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 山鹿市鹿本町御宇都田352番地グリーンリーフB102  
 田中毅

**熊本県公告第15号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成31年（2019年）1月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡大津町大字大津字東大山内1812番1、同1830番、同1831番1、同1835番1及び里道の一部  
 12,016.33平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 菊池郡大津町大字大津字合志ヶ水2502番地3  
 株式会社池松機工

**登載依頼****熊本県教育委員会告示第1号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾千加子

- 1 競争入札に付する事項  
 熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- 2 入札参加資格  
 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
 なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るために申請方法等
- (1) 申請の方法  
 2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
 熊本県出納局管理調達課管理班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
 公告の日から平成31年1月22日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31

日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県教育委員会告示第2号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成31年1月22日（火）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで隨時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5) の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

**熊本県教育委員会告示第3号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

1 競争入札に付する事項

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。

- と。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
- (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成31年1月22日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県教育委員会告示第4号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
  - (1) 申請の方法  
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
  - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先  
熊本県出納局管理調達課管理班  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096-333-2581
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間  
公告の日から平成31年1月22日(火)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
  - (5) 入札参加資格の有効期間  
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。
  - (6) 有効期間の更新手續  
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

**熊本県教育委員会公告第1号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その1
- (2) 予定数量  
5,952,409キロワット時
- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課(熊本県庁行政棟新館7階)  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その1仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 調達期間(供給期間)  
平成31年4月1日(月)から平成32年3月31日(火)まで
- (7) 供給場所  
入札説明書による。(14施設)
- (8) 契約の種類  
単価契約
- (9) 入札方式(紙入札併用案件)  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額の平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)と、入札金額に当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とを合計した金額をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係るものについては108分の100、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に係るものについては110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間  
公告の日から平成31年1月22日(火)午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1(4)の入札担当部局  
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。  
エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業

者としての登録を行っている者であること。

- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.518キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

### 3 入札参加のための確認申請

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

#### (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで

#### (4) 提出先

1(4)の入札担当部局

#### (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで受け付ける。

#### (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月21日(木)まで行う。

#### (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成31年2月21日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月20日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の調達物品名を朱書し、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

#### (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による

入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係る熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札

イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(3) の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関する事。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
 くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,952,409 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

## (2) Date and Place for tender:

Date: February 21, 2019, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
 Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

## (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

## (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

## 熊本県教育委員会公告第2号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その2

## (2) 予定量

5,563,780キロワット時

## (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その2仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (6) 調達期間（供給期間）

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

## (7) 供給場所

入札説明書による。（15施設）

## (8) 契約の種類

単価契約

## (9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

## (10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額の平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）と、入札金額の平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てた金額)とを合計した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係るものについては108分の100、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に係るものについては110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

## 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から平成31年1月22日(火)午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.518キログラム以下であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

## 3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで

- (4) 提出先  
1 (4) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月1日（金）午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月21日（木）まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月20日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成31年2月21日（木）午前10時  
(イ) 場所 1(4)の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状）及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月20日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達物品名を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係る熊本県の職員）の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。  
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札  
イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札  
カ 有効な内訳書が添付されていない入札
- (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について

- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。  
ア 納付期限 (3) の申出期限  
イ 提出場所 1 (3) の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先  
ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課  
電話番号 096-333-2692  
ファックス番号 096-383-3915  
イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010  
ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Purchasing  
Electricity about 5,563,780 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility
- (2) Date and Place for tender:  
Date: February 21, 2019, 10:00 a.m.  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
School Personnel Division  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8609, Japan  
Phone: 096-333-2692
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

**熊本県教育委員会公告第3号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 調達物品名  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その3
- (2) 予定量  
5,138,805キロワット時

- (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局  
熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）  
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 調達物品に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 調達物品の内容  
熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その3仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (6) 調達期間（供給期間）  
平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで
- (7) 供給場所  
入札説明書による。（21施設）
- (8) 契約の種類  
単価契約
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額の平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）と、入札金額の平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に相当する金額に当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とを合計した金額をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係るものについては108分の100、平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に係るものについては110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間  
　　公告の日から平成31年1月22日（火）午後5時まで  
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
　　1(4)の入札担当部局  
ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
　　熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。  
エ 提出の方法  
　　イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。
- (3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第

1項の勧告を受けていない者であること。

- (4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.518キログラム以下であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

### 3 入札参加のための確認申請

#### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類(国に提出した書類の写し等)

#### (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。

#### (3) 提出期間

公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで

#### (4) 提出先

1(4)の入札担当部局

#### (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### 4 入札手続等

#### (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで受け付ける。

#### (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月21日(木)まで行う。

#### (3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成31年2月21日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月20日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達物品名を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

#### (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

#### (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

#### (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行つた入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行つたことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

#### (7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。

#### (8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

#### (9) 入札保証金

免除する。

### 5 契約について

#### (1) 契約書の作成の要否

要

#### (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

#### (3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日

#### (4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局

### 6 その他

#### (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### (2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

### 7 問合せ

#### (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関する事。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関する事。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関する事。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

## (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

## 8 Summary

## (1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,138,805 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

## (2) Date and Place for tender:

Date: February 21, 2019, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

## (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

## (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

**熊本県教育委員会公告第4号**

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月11日

熊本県教育長 宮尾 千加子

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達物品名

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気 その4

## (2) 予定量

5,082,812キロワット時

## (3) 調達物品に係る発注・契約担当部局

熊本県教育庁教育総務局学校人事課（熊本県庁行政棟新館7階）

郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (4) 調達物品に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

## (5) 調達物品の内容

熊本県教育委員会が所管する施設で使用する電気その4仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (6) 調達期間（供給期間）

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

## (7) 供給場所

入札説明書による。（21施設）

## (8) 契約の種類

単価契約

## (9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。

ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者

イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者

ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

## (10) 入札金額

入札金額は、本調達物品に要する費用の総額とし、内訳書を添付すること。落札決定に当たっては、入札金額の平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）と、入札金額の平成31年10月1日から平成32年3月31日までの供給期間に相当する金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とを合計した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち平成31年4月1日から平成31年9月30日までの供給期間に係るものについては108分の100、平成31年10月1日

から平成32年3月31日までの供給期間に係るものについては110分の100に相当する金額の合計額により入札すること。

(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。

(12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

## 2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(7)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。

なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの受付期間以降も隨時受け付けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更が間に合わない場合がある。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成31年1月22日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先

1(4)の入札担当部局

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等

熊本県ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。

(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を行っている者であること。

(3) 前年度において電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第11条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成14年法律第62号）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。

(4) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までにおいて、電気事業者の発電により発生した二酸化炭素排出係数が1キロワット時当たり0.518キログラム以下であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(7) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

## 3 入札参加のための確認申請

### (1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書

イ 「小売電気事業者の登録」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

ウ 「二酸化炭素排出係数」に係る確認書類（国に提出した書類の写し等）

### (2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

### (3) 提出期間

公告の日から平成31年2月1日（金）午後5時まで

### (4) 提出先

1(4)の入札担当部局

### (5) 確認結果の通知

電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出

があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間

1 (3) の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月1日(金)午後5時まで受け付ける。

##### (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得

入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から平成31年2月21日(木)まで行う。

##### (3) 入札の方法

###### ア 電子入札システムによる入札の方法

電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成31年2月20日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

###### イ 紙入札による入札の方法

(ア) 日時 平成31年2月21日(木)午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法

くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)及び内訳書を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成31年2月20日(水)(必着)までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と「親展」と朱書きするとともに、中封筒の表に1(1)の調達物品名及び開札日時を朱書きし、中封筒の中に入札書及び内訳書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書きした上で、1(1)の調達物品名を朱書きし、中封筒の中に再入札書及び内訳書を入れること。

##### (4) 開札の方法及び日時等

開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの方が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係る熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。

##### (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。

なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかつた者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかつたものは、再入札を辞退したものとみなす。

##### (6) 入札の無効

次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札

イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札

ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札

エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札

オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

カ 有効な内訳書が添付されていない入札

##### (7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

##### (8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

##### (9) 入札保証金

免除する。

#### 5 契約について

##### (1) 契約書の作成の要否

要

##### (2) 契約の締結期限

落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本

県条例第10号) 第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。) を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、単価契約金額に、各施設毎の契約電力及び予定使用電力量を乗じて得た額の総額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3)の申出期限

イ 提出場所 1 (3)の発注・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般(仕様書、確認申請等)に関すること。

熊本県教育庁教育総務局学校人事課

電話番号 096-333-2692

ファックス番号 096-383-3915

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続(紙入札移行承認等)に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)

8 Summary

(1) Name and Content of Purchasing

Electricity about 5,082,812 kWh(kilo-watt-hour) to be used in Buildings of the Educational Facility

(2) Date and Place for tender:

Date: February 21, 2019, 10:00 a.m.

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,

Management and Purchasing Division (Prefectural Government Main Building 2F)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

School Personnel Division

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8609, Japan

Phone: 096-333-2692

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により作成した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)について、同法第7条の規定により一般の意見を求めるので、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

また、同法第7条の2第1項の規定により開催する方法書の記載事項を周知するための説明会(以下「説明会」という。)を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

自然電力株式会社 代表取締役 磯野 謙

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 自然電力株式会社

(2) 代表者の氏名 代表取締役 磯野 謙

(3) 主たる事務所の所在地 福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6福岡大濠ビル3F

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称 (仮称) 動鳴山風力発電事業  
(2) 種類 風力発電所設置事業  
(3) 規模 風力発電所の設備の出力：最大25, 200kW (本計画段階の想定規模)  
風力発電機の基数：最大4, 200kW級を最大6基
- 3 対象事業が実施されるべき区域  
熊本県天草市栖本町、有明町及び志柿町
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
熊本県天草市
- 5 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 場所  
ア 熊本県庁（行政棟新館1階情報プラザ）  
イ 天草市役所本庁 旧農政局事務所（市民生活課）  
ウ 天草市有明支所（まちづくり推進課）  
エ 天草市栖本支所（まちづくり推進課）
- (2) 期間 平成31年1月11日（金）から平成31年2月12日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 電子縦覧 <http://www.shizenenergy.net/news/>
- 6 意見書の提出  
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、意見を書面により事業者に提出することができる。
- 7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- (1) 提出期限 平成31年2月26日（火）（当日消印有効）  
(2) 提出方法 縦覧場所（熊本県庁を除く）に備え付けの意見書箱への投函、または問合せ先への郵送
- (3) 意見書の提出に必要な事項  
意見書には次に掲げる事項を記載すること。  
ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称  
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること。）
- 8 説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 日時 平成31年2月5日（火）午後7時30分から  
(2) 場所 天草市民センター 大会議室（2F） 熊本県天草市東町3
- 9 問合せ先  
〒810-0062  
福岡県福岡市中央区荒戸1-1-6 福岡大濠ビル3F  
自然電力株式会社 風力・水力・バイオマス事業部（担当）吉原  
電話 092-753-9834